第37号様式(不動産等の最高価申込者決定の取消通知書)

|  |
| --- |
| 不動産等の最高価申込者決定の取消通知書 |
| (最高価申込者、滞納者、利割関係人)　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日殿小野町長　氏名下記のとおり、換価財産の最高価申込者の決定を取消します。なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 申込者最高価 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| る換価財産　　決定の取消をす最高価申込者の | 名称・その他 | 数量 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| の取消をする理由　最高価申込者の決定 | 国税徴収法第　　　条　　　　該当 |
| 　 |
|  |
| 　 |
| 　 |
| 備考 | 　 |

記載要領

一　この通知書は、国税徴収法第108条、114条、115条、117条又は126条の規定に該当したため、あるいは公売手続に違法があつたため最高価申込者又は買受人、滞納者、利割関係人等にその旨を通知する場合に使用する。

なお、同法108条により入札等がなかつた場合には、開札する時にその場で口頭により通知又は宣言することにより行うものであることに留意する。

二　「備考」欄には、公売保証金又は公売代金の返還、公売取消財産の引取、その他公売の取消に伴う処理事項で、通知する必要があると認める事項を記載する。